

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則…

…（福祉保健局保健政策部保健政策課）…一

○建築基準法による道路位置の指定の変更…

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一

○宅地建物取引業法による行政処分…

…（住宅政策本部住宅企画部不動産課）…二

○指定代理納付者の指定…

…（警視庁）…二

○令和二年東京都告示第五百五十六号（パーキング・メーターの作動及びパーキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収委託）の一部改正…（同）…二

公告

○開発行為に関する工事完了…
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八十八号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「同条第六項」を「同条第八項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同号ロ中「第十三条第五項」を「第十三条第七項」に改め、同号中ぬをかとし、ほかからりまでをりからりまでとし、にをととし、との次に次のように加える。

ち 法第五十条の二第一項及び第二項の規定による報告及び協力の要請

第一条第三号中はをへとし、ヒからりまでをスからりまでとし、エをモとし、モの次に次のように加える。

七 法第四十四条の三第一項及び第二項の規定による報告及び協力の要請

第一条第三号中シをヒとし、ルからりまでをワからりまでとし、同号ヌ中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、同号中ヌをヲとし、ヘからりまでをチからりまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第十五条第八項（法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による質問又は調査に必ずべきこと

命 命 命

ト 法第十五条第十項及び第十一項の規定（法第七条

第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において

適用する場合を含む。）による書面による通知及び書面の交付

第一条第三号に次のように加える。

よ 省令第二十三条の三第一項及び第二項の規定による書面による通知及び書面の交付

た 省令第二十三条の四第一項及び第二項の規定による書面による通知及び書面の交付

れ 省令第二十六条の二第一項及び第二項の規定による書面による通知及び書面の交付

そ 省令第二十六条の三第一項及び第二項の規定による書面による通知及び書面の交付

第二条中「リ及びユ」を「ル、ヲ及びミ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第九百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

| 変更に係る道 | 変更年月日 | 変更に係る道 | 変更に係る道 |
|--------|-------|--------|--------|
| 路の種類 | 路の位置 | 路の面積（単 | 路の面積（単 |
| | | 位平方メー | 位平方メー |
| | | ト | ト |

法第四十二条 令和三年七月六日 狛江市岩戸北 廃止面積
 第一項第五号 月六日 二丁目千三百〇・一六
 の規定による 二十二番十一
 道路の一部

●東京都告示第九百七十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社アジャストリアルター
- (二) 代表者氏名 代表取締役 山崎 崇矢
- (三) 主たる事務 新宿区西新宿六丁目十二番四号 コイ所の所在地 トビル二〇三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇〇六号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十二月九日

二 処分年月日 令和三年七月十三日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第七号

●東京都告示第九百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定する指定代理納付者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和三年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定代理納付者の名称及び所在地
 - (一) 三井住友カード株式会社
 - 東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号
 - (二) 株式会社ジェーシービー
 - 東京都港区南青山五丁目一番二十二号

二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）第二条第一項に規定する手数料並びに東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項、東京都個人情報保護の保護に関する条例（平成二年東京都条例第百十三号）第二十二条第一項及び東京都特定個人情報保護の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第百四十一号）第四十五条第一項に規定する開示手数料のうち警察署の収入に属するもの

三 指定日

令和三年七月一日

●東京都告示第九百七十八号

令和二年東京都告示第五百五十六号（パーキング・メーターの作動及びパーキング・チケットの発給に伴う手数料の徴収委託）の一部を次のように改正する。

令和三年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「中部安全サービス保障株式会社 愛知県弥富市佐古木一丁目十四番地一」を「株式会社GFM 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二十六番二十二号」に改める。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

- 三鷹市牟礼二丁目千二百十番 武蔵野市境二丁目二番二号
- 九、同番九地先、同番十から 株式会社飯田産業
- 同番十二まで、同番十四から 代表取締役 千葉雄二郎
- 同番十六まで、千二百四十番
- 三、同番四、千二百四十一番
- 二、千二百四十二番十、千二百四十四番三の一部及び同番五

調布市深大寺北町一丁目十番 西東京市東伏見三丁目八番

一の一部、同番一地先、同番 十三号

二の一部、同番二地先、同番 ティーアラウンド株式会社

三の一部及び同番五（第二工 代表取締役 大橋 博範区）

東久留米市八幡町三丁目六百 練馬区石神井町二丁目二十

四十五番及び六百四十六番 六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一箇月 六、六〇〇円

三〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

